

第5章 資料編

Ⅰ 北九州市食育推進懇話会と策定の経過

(1) 北九州市食育推進懇話会設置要綱

(目的)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に基づき定める本市の食育推進計画の策定及び推進について、食育の関係者、関係団体、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的に、「北九州市食育推進懇話会」(以下「食育懇話会」という。)を開催するもの。

(構成員)

第2条 食育懇話会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 保育・教育関係者
- (3) 農林漁業関係者
- (4) 民間企業等従事者
- (5) 消費者団体構成員
- (6) 食に関するボランティア団体構成員
- (7) その他、食育に関して専門的知識を有するもの

2 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

(任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から令和6年3月末までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、新たに委嘱した日から令和6年3月末までとする。

(座長及び副座長)

第4条 食育懇話会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は食育懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議の公開等)

第5条 食育懇話会の会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を協議する場合

(3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録の公開)

第6条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

(1) 会議名

(2) 議題

(3) 開催日時

(4) 開催場所

(5) 出席した者の氏名

(6) 議事の概要

(7) 会議経過(発言の内容)

(8) その他必要な事項

(9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(招集)

第7条 食育懇話会は必要に応じ座長が招集する。

(意見の聴収)

第8条 食育懇話会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(責務)

第9条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 食育懇話会の庶務は、保健福祉局健康推進課、子ども家庭局保育課、産業経済局農林課及び教育委員会企画調整課において処理する。

(委任)

第11条 要綱に定めるもののほか、食育懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

(2) 北九州市食育推進懇話会構成員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属
穴井 秀和	一般社団法人北九州市 PTA 協議会 常務理事
◎ 天本 理恵	西南女学院大学保健福祉学部栄養学科 准教授
河野 恵美	公益社団法人北九州市医師会 理事
木村 知子	一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟 監事
黒田 玲子	一般社団法人北九州市保育所連盟 理事
田中 好純	一般社団法人北九州市食品衛生協会 常務理事
中尾 由香里	連合福岡・北九州地域協議会 北九州市教職員組合 栄養教諭部長
○ 長尾 由起子	北九州市食生活改善推進員協議会 副会長
永津 てるみ	北九州農業協同組合 非常勤理事
西村 早苗	公益社団法人福岡県栄養士会 北九州支部 理事
馬場 明果里	北九州市立大学文学部人間関係学科 学生
林 元子	ひびき灘漁業協同組合岩屋支所 岩屋あかもく部会部長
原田 耕治	北九州市調理師連合会 理事長
藤崎 隆生	一般社団法人北九州市歯科医師会 理事
松井 清記	小倉南区自治総連合会 会長
安木 南	公益社団法人北九州市薬剤師会 理事
山下 伸子	北九州消費者団体連絡会 暮らしと食の安全部会 部会長

(3) 北九州市食育推進懇話会策定の経過

時期	検討内容
令和5年	4月21日 第1回北九州市食育推進懇話会 ○令和4年度北九州市健康づくり及び食育に関する実態調査結果について ○第三次北九州市食育推進計画の指標の達成状況について ○次期北九州市食育推進計画について
	7月20日 第2回北九州市食育推進懇話会 ○本市の食を取り巻く背景について ○次期北九州市食育推進計画体系(案)について ○次期北九州市食育推進計画指標(案)について
	8月18日 第3回北九州市食育推進懇話会 ○次期北九州市食育推進計画 基本方針Ⅰ・Ⅱの具体的事業について ○次期北九州市食育推進計画スローガン(案)について
	10月27日 第4回北九州市食育推進懇話会 ○次期北九州市食育推進計画素案(案)について ○次期北九州市食育推進計画スローガン(案)について
令和6年	1月26日 第5回北九州市食育推進懇話会 ○次期北九州市食育推進計画素案に対する市民意見募集の実施結果について

2 令和4年度健康づくり及び食育に関する実態調査の概要

令和4年度健康づくり及び食育に関する実態調査

(1) 調査の趣旨

令和5年度に終了する「第二次北九州市健康づくり推進プラン」及び「第三次北九州市食育推進計画」の次期プラン策定に向け、その基礎資料とすることを目的に実態調査を実施。

(2) 調査方法

①対象

日本国籍をもつ市民 10,000 人(住民基本台帳から年代別に無作為抽出)

②調査期間

令和4年 10 月 1 日～令和4年10月 31 日

③回答方法

郵送(返信用封筒)回答またはインターネット回答(今回初)

④調査・集計・分析機関

調査実施主体:北九州市保健福祉局健康推進課

集計:株式会社 西日本リサーチ・センター

(3) 回収状況

回収数: 3,264 人 (回収率32.6%、インターネット回答率 56.5%)

有効回答:3,242人 (有効回答率32.4%)

年齢	発送数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
0～6 歳(未就学児)※	800	1,600	40.7
7～12 歳(小学生)※	800		
13～18 歳(中高生等)	1,200	1,200	26.6
19 歳・20 歳代	1,600	7,200	31.6
30 歳代	1,300		
40 歳代	1,100		
50 歳代	1,100		
60 歳代	1,100		
70 歳代以上	1,000		
合計	10,000	3,242	32.4

※参考:平成 29 年度食育に関する実態調査 有効回収率:38.4%

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	無回答	小計
計	214	322	350	374	522	508	11	2,301
回収率	21.4%	32.2%	35.0%	37.4%	52.2%	50.8%		

3 素案に対する市民意見募集(パブリックコメント)の結果

4 食育推進ピクトグラム(農林水産省)

このピクトグラムは、食育に関する取組の中から代表的なものを分かりやすく抽象化したものです。
本計画トピックス内に関連ピクトグラムを掲載しています。



6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」

国は食育推進基本計画の中で、毎年6月を「食育月間」として定め、食育運動を重点的かつ効果的に実施するとともに、毎月19日を「食育の日」として定め、食育推進運動を継続的に展開することとしています。

